

## 滋賀県障害者医療費県費負担金交付要綱

(平成19年3月1日付滋障第377号)

### (趣旨)

第1条 滋賀県障害者医療費県費負担金の交付については、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 この負担金の交付対象は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第58条の規定による次の医療毎の自立支援医療費の支給に要する費用

ア 育成医療

市町が行う法第5条第24項、令第1条の2第1号による育成医療

イ 更生医療

市町が行う法第5条第24項、令第1条の2第2号による更生医療

(2) 療養介護医療及び基準該当療養介護医療

市町が行う法第70条第1項による療養介護医療費及び法第71条第1項の規定による基準該当療養介護医療費の支給に要する費用

(3) やむを得ない事由による措置(療養介護医療に係るものに限る。)

市町が行う児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条、知的障害者福祉法第15条の4及び同法第16条第1項第2号による行政措置に要する費用(国の設置する障害者支援施設等に対し身体障害者福祉法第18条第2項の規定による委託をした場合において、その委託後に要する費用を除く。)

### (交付額の算定方法)

第3条 この負担金の交付額は、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、その少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

### (交付の条件)

第4条 規則第5条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) この負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。

### (交付の申請)

第5条 規則第3条に規定する交付の申請は、別紙様式1による交付申請書を毎年度

知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更申請手続)

第6条 この負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式2による変更交付申請書を毎年度知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(交付決定等)

第7条 負担金の交付の申請または変更交付の申請があったときは、知事は30日以内に交付の決定または変更交付の決定を行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告は、別紙様式3による報告書を翌年度知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第9条 負担金の交付を受けようとする者または交付決定者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更申請手続または第8条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、滋賀県障害者医療費県費負担金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行し、平成18年度の負担金交付から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年2月29日から施行し、平成19年度の負担金交付から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年6月16日から施行し、平成21年度の負担金交付から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年10月17日から施行し、平成25年度の負担金交付から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年3月23日から施行し、平成26年度の負担金交付から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年11月29日から施行し、平成30年度の負担金交付から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の負担金から適用する。

(別表)

1 基準額	2 対象経費	3 負担率
法第58条の規定に基づく自立支援医療費（育成医療）の額から法第7条に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額	自立支援医療費（育成医療）の支給に要する費用	1 / 4
法第58条の規定に基づく自立支援医療費（更生医療）の額から法第7条に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額	自立支援医療費（更生医療）の支給に要する費用	1 / 4
法第70条の規定に基づき算定した療養介護医療費及び法第71条の規定に基づき算定した基準該当療養介護医療費の支給に要する費用の額から法第7条に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額	法第70条第1項及び第71条第1項の規定に基づく療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に要する費用	1 / 4
「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の1に基づき算定した費用のうち、令第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項に規定する指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額及び法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から、同通知の別紙に基づき算定した利用者負担額を控除して得た額	やむを得ない事由による措置により、障害者等につき、療養介護医療を提供し、又は療養介護医療の提供を委託するために必要な医療費等又は委託料（治療、食事療養及び生活療養に要する費用に限る。）	1 / 4

別紙様式 1

番 年 月 日 号

(宛先)  
滋賀県知事

申請者 住所  
氏名 (自治体にあつては、  
市長または町長)  
担当者 氏名  
連絡先

年度障害者医療費県費負担金の交付申請について

標記について、次により県費負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請にあたり滋賀県補助金等交付規則第4条第2各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申し立ては行いません。

記

申請額 金 0 円

(添付書類)

- 1 年度障害者医療費県費負担金申請額内訳 (様式 (1))
- 2 当該事業に関する歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本

様式(1)

\_\_\_ 年度 障害者医療費県費負担金申請額内訳

0

区 分	対象経費			基 準 額	県 費 負 担 額 ③と④を比較 して少ない方 の額	要 県 費 額 負担 (⑤×1/4)	備 考
	支出予定額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差 引 額 ①-② ③				
	円	円	円	円	円	円	
育成医療	0	0	0	0	0	0	
更生医療	0	0	0	0	0	0	
療養介護医療及び基 準該当療養介護医療	0	0	0	0	0	0	
やむを得ない事由に よる措置(療養介護医 療に係るものに限 る。)	0	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	

(注) 1 本表には、別表1及び別表2を必ず添付すること。

2 「対象経費の支出予定額①」欄の額及び「基準額④」欄の額は、別表1の「対象経費の支出予定額」欄の額及び「基準額の差引額」欄の額とそれぞれ一致するものであること。

別表 1

障害者医療費県費負担金申請額内訳明細表

0

区 分	対象経費の 支出予定額	基 準 額				備 考	
		費用総額		医療保険各法 負担額	自己負担額		差 引 額 ②-③-④
		件 数	金 額				
①	②	③	④	⑤			
	円	件	円	円	円		
育成医療	0				0		
更生医療	0				0		
合 計	0	0	0	0	0		

(注1)「件数」欄は、レセプト件数(延件数)を記載すること。

療養介護医療及び基準該当療養介護医療並びにやむを得ない事由  
による措置(療養介護医療に係るものに限る。)の対象者延人数

事業種別		対象者延人員(人)	対象経費の支出 予定額(円)
療養介護医療 及び基準該当 療養介護医療	療養介護医療	0	0
	基準該当療養 介護医療	0	0
やむを得ない事由による措置 (療養介護医療に係るものに限る。)		0	0

(注) 対象者延人員(人)には、各月の請求時における利用者数の年間(事業実施月)合計数を記入すること。



別紙様式2

番 年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

申請者 住所  
氏名 (自治体にあつては、  
市長または町長)  
担当者 氏名  
連絡先

年度障害者医療費県費負担金の交付額変更申請について

年 月 日付け滋障福第 号により交付決定を受けた標記の負担金について、次のとおり交付額を変更して交付されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請にあたり滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

記

申 請 額

変更交付申請額	金	0	円
既交付決定額	金		円
差 額	金	0	円

(添付書類)

- 1 年度障害者医療費県費負担金変更交付申請額内訳 (様式 (2))
- 2 当該事業に関する歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本

様式(2)

## 年度 障害者医療費県費負担金変更交付申請額内訳

0

区 分	対 象 経 費			基 準 額	県 費 負 担 額 ③と④を比較 して少ない方 の額	要 県 費 既 負 担 決 定 付 額	差引追加 (一部取消) 申請額	備 考
	支出予定額 ①	寄付金その他 の収入額 ②	差 引 額 ①-② ③					
	円	円	円	円	円	円	円	円
育成医療	0		0	0	0	0	0	
更生医療	0	0	0	0	0	0	0	
療養介護医療及び基 準該当療養介護医療	0	0	0	0	0	0	0	
やむを得ない事由に よる措置(療養介護医 療に係るものに限 る。)	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 1 本表には、別表1及び別表2を必ず添付すること。

2 「対象経費の支出予定額①」欄の額及び「基準額④」欄の額は、別表1の「対象経費の支出予定額」欄の額及び「基準額の差引額」欄の額とそれぞれ一致するものであること。

別表 1

障害者医療費国庫負担金申請額内訳明細表

0

区 分	対象経費の 支出予定額	基 準 額				備 考	
		費 用 総 額		医療保険各法 負担額	自己負担額		差 引 額 ②-③-④
		件 数	金 額				
①	②	③	④	⑤			
	円	件	円	円	円		
育成医療	0				0		
更生医療	0				0		
合 計	0	0	0	0	0		

(注1)「件数」欄は、レセプト件数(延件数)を記載すること。

療養介護医療及び基準該当療養介護医療並びにやむを得ない事由  
による措置(療養介護医療に係るものに限る。)の対象者延人数

事業種別		対象者延人員(人)	対象経費の支出 予定額(円)
療養介護医療 及び基準該当 療養介護医療	療養介護医療		
	基準該当療養 介護医療		
やむを得ない事由による措置 (療養介護医療に係るものに限る。)			

(注) 対象者延人員(人)には、各月の請求時における利用者数の年間(事業実施月)合計数を記入すること。

別紙様式 3

番 年 月 号 日

(宛先)  
滋賀県知事

申請者 住所  
氏名 (自治体にあつては、  
市長または町長)  
担当者 氏名  
連絡先

年度障害者医療費県費負担金の事業実績報告について

年 月 日付け滋障福第 号にて交付決定のあつた標記の負担金の事業実績について、  
関係書類を添えて報告します。

記

精 算 額 金 0 円

(添付書類)

- 1 年度障害者医療費県費負担金精算書 (様式 (3))
- 2 当該事業に関する歳入歳出決算書 (又は見込書) 抄本

様式(3)

## 年度 障害者医療費県費負担金精算書

0

区 分	対 象 経 費			基 準 額	県 費 負 担 額 ③と④を比較 して少ない方 の額	要 県 費 既 負 担 決 定 付 額	差 引 額 過不足額	備 考	
	支出済額 ①	寄付金その 他の収入額 ②	差 引 額 ①-② ③						④
	円	円	円	円	円	円	円	円	
育成医療		0	0		0	0		0	
更生医療		0	0		0	0		0	
療養介護医療及び基 準該当療養介護医療		0	0		0	0		0	
やむを得ない事由に よる措置(療養介護医 療に係るものに限 る。)		0	0		0	0		0	
合 計	0	0	0	0	0	0		0	

(注) 1 本表には、別表3を必ず添付すること。

2 「対象経費の支出予定額①」欄の額及び「基準額④」欄の額は、別表1の「対象経費の支出予定額」欄の額及び「基準額の差引額」欄の額とそれぞれ一致するものであること。

別表3

## 障害者医療費県費負担金精算額内訳明細表

0

診療月	対象経費の 支出済額 ①	基 準 額				備 考	
		費用総額		医療保険各法 負担額 ③	自己負担額 ④		差 引 額 ②-③-④ ⑤
		件数	金額 ②				
平成 年	円	件	円	円	円		
3月						0	
4月						0	
5月						0	
6月						0	
7月						0	
8月						0	
9月						0	
10月						0	
11月						0	
12月						0	
平成 年						0	
1月						0	
2月						0	
合計	0	0	0	0	0	0	

(注)「件数」欄は、レセプト件数(延べ件数)を記載すること。